

校内情報通信ネットワーク再整備業務 に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

| | |
|---|---|
| 1 委託業務に係る委託料（前金払又は概算払により支払うものは、その旨及び支払う時期） | |
| 2 契約保証金（第10条関係） | |
| 3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。） | |
| 4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な設備等を有償で提供する場合、その金額（第11条第3項関係） | |
| 5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項 | |
| 6 別紙委託契約約款に付加する条項の内容 | <p>（契約の変更等）</p> <p>第32条 乙が別紙仕様書に従って現地調査を行った結果、「普通教室数」「普通教室無線LANAP台数」「普通教室充電保管庫台数」「普通教室（障）充電保管庫台数」「普通教室のために必要な分電盤数」「特別教室数」「特別教室無線LANAP台数」「特別教室のためだけに必要な分電盤数」（以下「普通教室数等」という。）について、甲が入札時に提示した数値から変動したことにより、甲が入札時に提示した入札金額を計算する数式及び乙が入札書に記載した「1教室当たり配線単価」「無線LANAP1台当たり設置単価」「充電保管庫（40台収納）1基当たり設置単価」「充電保管庫（20台収納）1基当たり設置単価」「分電盤1台当たり設置単価」を用いて再計算を行い算出された額（以下「再計算額」という。）が入札金額よりも増加した場合、再計算額から入札金額を減じた金額だけ増額する変更契約を締結することにより、契約金額を変更する。</p> <p>2 乙が別紙仕様書に従って現地調査を行った結果、普通教室数等について、甲が入札時に提示した数値から変動したことにより、再計算額が入札金額よりも減少した場合、入札</p> |

| | |
|--|---|
| | 金額から再計算額を減じた金額だけ減額する変更契約を締結することにより、契約金額を変更する。 |
|--|---|

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長

印

乙